

タイの特許ランドスケープ(2025年) —日本企業のための戦略的考察—



ガイ・オーンタナライ (Guy Ornthanalai)
GIP Thailand 代表
タイ弁理士

1. はじめに：戦略的転換期の知財システム

タイは、ここ数十年で最も包括的な知的財産改革を進めている。タイの政府当局、イノベーター、外国人投資家と密接に仕事をしてきた者として、著者はその明らかな変化を観察している。タイは、知的財産を単なる法的形式的なものとしてではなく、イノベーション戦略の基礎的な部分として捉えていると言ってよい。

特に自動車、エレクトロニクスなどに関連する日本企業にとって、発展するタイの知的財産エコシステムは、研究開発協力、ライセンス、技術主導などを通じて事業拡大の新たな機会を開くものとなる。そこでは、法改正が進み、その内容は改善され、迅速な手続き体制が整いつつある。そんな中、変化する制度をうまく使いこなすには、現地の見識と戦略的計画が必要となる。

2. 法整備の勢い：世界と協調する制度改革

最も重要な法整備は、知的財産局（DIP）が2024年後半に公開協議のために発表した特許法草案（2024年）である。この改正案は、現行の特許法より長さが約2倍になり、いくつかの画期的な条項を含んでいる。

- **審査期限の短縮**：実体審査の請求期間がタイ出願日より5年から3年に短縮される。これによって、タイの期間は世界標準に近づき、出願人の不確実性が軽減される（Tilleke & Gibbins, 2024）。
- **二重公開と異議申立**：タイは2つの公開段階を導入する予定である。1つは出願から18カ月後の最初の公開、もう1つは審査後の公開（公告）である。公告後は90日間の異議申し立て期間が設けられ、制度は欧州モデルに近づく（APAA, 2025年）。
- **新規性喪失の猶予期間**：12カ月のグレースピリオドにより、発明者は、出願前に行われる自身または第三者による、新規性の喪失をもたらす得る開示から保護される（Tilleke & Gibbins, 2024）。この保護は、イノベーション・コミュニティが長年要望してきたものであ

る。

- **分割出願と意匠改革**：出願人は自主的な分割出願が可能となり、また意匠の保護が強化される。改正法では、部分意匠が認められ、意匠権の存続期間が10年から15年に延長され、日本の慣行と一致することになる（Rouse、2024）。これはタイのハーグ協定への加盟に向けたものである。
- **ライセンス記録の任意化**：ライセンス契約を法的に有効にするためのDIPへの強制的な記録が不要になる。この変更により、日本の合弁会社や子会社に対するライセンスの柔軟性が緩和され得る（APAA、2025年）。

これらの改革を総合すると、タイの知的財産法の枠組みは国際的な規範により近づき、日本の特許庁（JPO）や欧州特許庁（EPO）での手続きに慣れた日本企業にとってタイでの知財活動が容易になると言えよう。

3. 知的財産局の進歩：その躍進とデジタルの推進

上記法改正は不可欠だが、加えて知的財産局（DIP）における運用の改善も同様に重要である。タイは長い間、特許審査の滞留に悩まされてきたが、DIPは近年、効率を改善するために大胆な措置を講じてきている。

- **特許審査ハイウェイ（PPH）**：2014年から実施されているJPO - DIP間のPPHプログラムが2025年まで延長された。これにより、日本の特許出願人は、JPOが認めたクレームを活用することで、タイの審査を早めることができる。JPOによれば、この協力によって審査待ちの期間が大幅に短縮され、医療機器やグリーン・テクノロジーなどの分野で特に役立っている（JPO、2024年）。
- **ファスト・トラック・プログラム**：DIPは、メディカル・サイエンス、未来食、そして最近ではグリーン・イノベーションに的を絞ったファスト・トラック制度を導入した（DIP、2024）。例えば、クリーンエネルギー、水・空気管理、EV部品に関する特許は、通常の手続きでは3～5年かかるところ、現行、12カ月以内に付与される。
- **電子出願と電子証明書**：2021年より、タイの特許と実用新案はQRコードとメタデータを含む電子証明書で発行されている（Rouse、2022）。このデジタル化の推進により、外国の出願人に制度の透明性とアクセスの向上をもたらした。

こうした手続きの改善は、ESGに沿ったイノベーションに取り組む日本企業に直接的な利益をもたらすだろう。例えば、日本のEV用バッテリー・サプライヤーは、タイで最初に出願し、グリーン・ファスト・トラックを利用できるようになった。

4. 法執行：より良いツールへ

タイの知財法執行プロセスも進化してきている。特に、裁判の準備とデジタル・マーケットプレイスにおいて進化が顕著だ。

中央知的財産・国際貿易法院（CIPITC）は、外国および国内の知的財産権所有者にとり信頼できる法廷として機能している。控訴裁判所の最近の画期的な判決によると、デンマーク企業のエシタロプラム（escitalopram）に関する特許権を侵害したとして、現地の製薬会社2社に対する損害賠償が認められた。賠償額は小額（約110万バーツ）であったが、この事件は、外国企業であっても差止命令による救済が可能であることを示した（Kenfox IP、2024）。

またDIPは、特にオンラインでの模倣品対策を強化してきている。2024年には、主要プラットフォームであるLazada、Shopee、TikTok Shopと、侵害品のプラットフォームからの除去を効率化するための覚書を交わした。2025年半ばまでに、自動車部品やブランド電子機器を含む900以上の模倣品がプラットフォームから削除された（Asia IP、2024年）。これは、ネット上の偽物による競争攻撃を受けやすい日本企業にとって特に関係が深いと思われる。

しかし、現実的な課題はまだ残されている。国際的な基準からすれば、損害賠償額はかなり低い。取締りには権利者側による積極的なアプローチが必要で、多くの場合、私立探偵、税関の監視、現地の法律パートナーが関与することになる。

5. 成功事例と新たなマインドセット

変化の最も有望な兆候のひとつは、タイの中小企業や新興企業の間で知的財産リテラシーが高まっていることだ。2024年、タイの医療技術新興企業メティキュリー（Meticuly）は、その国際的な知的財産ポートフォリオ（10カ国にまたがる36件の特許と18件の商標）により、タイ企業として初めてWIPOグローバルアワードを受賞した。同社は、資金調達と国際的な事業展開の成功は、初期の知的財産投資のおかげだと考えている（Meticuly、2024）。

これは、日本企業が活用できる文化的な変化を示していると言ってよいだろう。タイのイノベーターとの合弁事業や研究開発提携は、知的財産の所有権や商業化戦略を明確に定義することで、成功する可能性が高まる。

日本企業はタイで最も活発な外国特許出願人であり、非居住者出願の37%以上を占めている（WIPO IP Statistics、2024）。トヨタやパナソニックのような企業が、タイ人エンジニアによる些細な発明に関する特許出願をサポートし始め、現地のチームに知財意識が根付きつつある。

6. 日本の知財関係者への戦略的提言

タイの知的財産制度が発達するのにつれて、大企業、革新的な新興企業を問わず、日本企業はタイにおける知的財産戦略を見直す必要がある。主な行動指針として、著者は以下を提言する。

- PPHを利用して、日本で既に認められた発明の審査を迅速化する。
- タイでグリーンおよびフードテックのイノベーション関連の出願を早期に行い、ファスト・トラックの資格を得る。
- 特許と実用新案の両方を確保し、複数の権利で模倣品から自社製品を多角的に護る。
- 商標をタイ文字で登録し、DIPの電子商取引MoUシステムを利用してオンライン侵害を監視する。
- タイの研究開発提携、特に大学やBOIが支援するイノベーションゾーンとの提携を通じた知的財産権の共同所有の枠組みを検討する。
- 特許法改正案が制定（おそらく2025年後半）へ向け進展する中、最終的な実施規則が料金や手続きに大きな影響を与える可能性がある法改正情報の入手を常に図る。

結論

2025年のタイの知財システムは、法的保護の強化、迅速な法手続き、よりスマートな執行など、これまで以上に近代的で信頼性が高く、ビジネスにも適したものへと進化していく。これ

は、すでにタイの特許出願件数をリードしている日本企業にとって、タイとの関係性を深める絶好の機会である。

知的財産法の現場で日々働いている者として著者は、タイがもはや単なる製造拠点ではなく、信頼できるイノベーションのハブになりつつあると信じている。また、今日のタイの知財システムの変化を理解する者は、明日のASEANをリードする立場をとっていくことになるかと信じている。

主な参考文献

- Department of Intellectual Property (DIP) Thailand – www.ipthailand.go.th
- Tilleke & Gibbins (2024) – Updates on Thailand's Draft Patent Act
- Rouse (2024) – Thailand Patent Reform and Digital Filing Initiatives
- JPO – Thailand-Japan Patent Prosecution Highway Extension Notice
- Asia IP (2024) – Thailand's Rising IP Enforcement in E-Commerce
- WIPO IP Statistics Data Center (2024) – www.wipo.int
- Meticuly (2024) – WIPO Global Awards Winner Profile
- Kenfox IP & Legal Updates – Escitalopram Patent Enforcement Case in Thai Court
- APAA Newsletter (2025) – Thailand's Patent Act Public Hearing Summary

著者紹介

ガイ・オーンタナライ (Guy Ornthanalai)

タイ弁理士

GIP Thailand 代表

IDGのCEO

国際ビジネス開発、技術移転、知的財産（IP）管理の分野で15年以上のキャリアを持つ国際ビジネスコンサルタント兼特許弁理士。東京工業大学およびジョージア工科大学で産業工学の修士号とMBAを取得しています。以前は、理化学研究所の脳科学研究所で神経回路経路や薬物依存の分野で神経科学者として働いていました。

タイを拠点に、日本、香港、カナダ、アメリカ、シンガポールでの豊富な経験を活かし、グローバルな視点でのビジネス展開に注力しています。

【参考】 <https://www.gip-asean.com/index.html>



翻訳者

宮川良夫（みやがわよしお）

United GIPs代表

日本弁理士、米国パテントエイジェント

【参考】 www.unitedgips.com

